

他団体の集合契約 A と重複して参加する場合に、契約内容に差異が生じていることが散見されます。

実施機関名、電話番号、受託業務について、必ず契約内容を同一としてください。

委託集合契約 A (A①、A②) 参加のための依頼概要

1. 依頼内容 日本病院会／日本人間ドック・予防医療学会がとりまとめる特定健診・特定保健指導の集合契約 A (A①、A②) (以下、集合契約) の令和 7 年度の契約への参加有無の意思確認に伴う委任状等の申請

2. 回答期限 2025 年 2 月 3 日 (月)

3. 回答方法

オンラインの入力フォームからの申請となりますので、ドック学会のホームページから申請ください。

※辞退届は 4 ページ目の書類か、HP の書類をメール添付でご提出ください。

(確認事項)

集合契約 A①・・・従来からの集合契約 A (後日の保健指導)

集合契約 A②・・・特定健診実施当日に特定保健指導の初回面接が実施可能な契約

*A②の単独参加不可、A①に参加していなければ A②には参加できません。

*A②参加施設は、健診・動機付支援・積極的支援のすべてを受託できる施設となります。

	令和 6 年度の参加の有無と令和 7 年度の意味	必要書類
継続	①令和 6 年度の集合契約 A①に参加しており、 令和 7 年度も集合契約 A①のみに参加	・委任状申請
	②令和 6 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しており、 令和 7 年度も集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状申請
新規	③令和 6 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 令和 7 年度の集合契約 A①のみに参加	・委任状申請
	④令和 6 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加だが、 令和 7 年度の集合契約 A (A①A②) に参加	・委任状申請
辞退	⑤令和 6 年度の集合契約 A (A①A②) に参加しているが、 令和 7 年度は集合契約 A (A①A②) に不参加	・辞退届提出
不参加	⑥令和 6 年度も集合契約 A (A①A②) には不参加で 令和 7 年度も集合契約 A (A①A②) には参加しない	書類破棄

4. 集合契約参加 (予定) の代表保険者

健康保険組合連合会、全国健康保険協会 (協会けんぽ)、共済組合連盟 (国家公務員共済組合)、地方公務員共済組合協議会 (地方公務員共済組合)、日本私立学校振興・共済事業団、全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国歯科医師国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険組合、岡山県建設国民健康保険組合、福島県

*各保険者により HbA1c が必須か否か、眼底検査の片眼、両眼についての若干の差異は生じる予定、また全国土木建築国民健康保険組合は特定健診のみ委託予定

5. その他留意点

○本集合契約参加に伴い発生する本学会が請求する新規費用はありません。(学会の年会費は除く)

○継続参加でも単年度契約のため必ず委任状が必要になります。

○前項目「3. 回答方法」の⑤辞退に該当する施設は「辞退届」の提出をお願いします。

(※辞退届が提出されなくても、委任状が提出されない限り契約参加登録はしません)

以上

ご一読ください

集合契約 A①、A②の契約参加条件

- ① 新規参加施設様は必ず厚労省の手引き、プログラムを確認してからご参加ください。
内容をわからず参加いただきトラブルになることが多くございます。
- ② 自施設での健診の方の保健指導しか実施しないということでお断りされたという事例が多くございます。集合契約における特定保健指導の対象者は保険証と利用券又はセット券を提示した者はすべて受け入れることが条件となっております。今一度ご確認ください。

A①・A② 共通事項

- 日本病院会または日本人間ドック・予防医療学会の（施設）会員であること
- 社会保険診療報酬支払基金に特定健診・特定保健指導機関番号を登録していること
- 厚生労働省の示す「標準的な健診・保健指導プログラム」（令和 6 年度版）および「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（第 4.1 版）を読んで確認し、ルールに基づいて実施ができること
- 厚生労働省の示す委託基準を遵守していること（手引き参照）
- 特定健診で集合契約に参加をする場合、特定健診・詳細項目 4 項目についてはすべて実施できること（自施設で実施、再委託いづれでもよいがすべて実施できること）
- システム対応が整っており、国で定める標準的な電子的様式（XML 形式）にて特定健診・特定保健指導結果および決済データを送付（送信）できること（自施設で対応、外注いづれでもよいが最終的に送付（送信）できること）
- 本集合契約は単年度契約であり、年度途中の辞退は認められないことを了承していること
- 集合契約 A①と、さらに集合契約 B①（貴施設が所在する各都道府県に設置の保険者協議会が契約相手先／おもに地区医師会がとりまとめ機関）にも参加する場合、契約書条文に則って、必ず何れか低い健診料金等で実施すること（A、B 両方契約した場合＜契約相手先の保険者との契約が複数の場合＞、実施内容が同一であれば契約単価の安い方が適用されることが契約条文にあることを理解すること）
- 集合契約 A①において特定保健指導を実施する場合、受診者が他の機関で特定健診を受けた場合でも、特定保健指導を実施することが可能なこと
- 集合契約 A①において、特定保健指導を未実施の健診機関に受診者が間違えてセット券を持参した場合でも、健診のみの受診は可能である旨を受診者に説明し実施することが可能なこと

A② 参加の条件

- 当学会の集合契約 A①に参加していること
- 特定健診から特定保健指導（動機付け・積極的）すべてを受託していること

令和 7 年度の集合契約 A (A①、A②)

契約内容の概要 (予定)

1. 特定健診

- ・ 法定の基本健診および詳細健診
(健保連等は HbA1c は必須、保険者によりこの点の差異はあり要確認)

2. 特定保健指導

- ・ 国の標準プログラムに則った支援形態

○動機付け支援

初回面接による支援 (個別またはグループ原則 1 回)、
3 か月以上経過後の実績評価

○積極的支援

初回面接による支援 (個別またはグループ)、
継続的な支援は個別支援、グループ支援、電話、メール等支援
3 か月以上経過後の実績評価

3. 料金 (予定) ※令和 6 年度から変更ございません。

区分		集合契約 本体価格 (税抜)	集合契約 本体価格 (税込)
特定健診・基本項目		6,500 円	7,150 円
特定健診・ 詳細項目	貧 血	220 円	242 円
	心電図	1,300 円	1,430 円
	眼 底	1,120 円	1,232 円
	血清クレアチニン及 び eGFR	110 円	121 円
特定保健指導 (動機付け支援/動機付け支援相当)		7,700 円	8,470 円
特定保健指導 (積極的支援)		22,836 円	25,120 円